

## 児童虐待におけるいわゆる「18才問題」の現状と課題

花田 裕子<sup>1</sup>・永江 誠治<sup>1</sup>

**要 旨** 本研究の目的は、18才以上の青年期の虐待被害者の支援体制の実態を明らかにして、自立支援システムの課題を明らかにすることである。全国の児童相談所および児童虐待防止センターに郵送法による現状と課題について調査を実施した。

その結果、児童福祉法および児童の虐待防止等の法律の適応対象外の18以上の保護の事例の経験があった施設は回答の32%、保護後に18才になった事例が35%であった（保護後処遇未定の状態）。法的な根拠がない状態にある18才以上の事例は、多様な施設がそれぞれの状況の中で対応している実態が明らかになった。自立支援は18才を超えて必要な事例が多いことも明らかになった。

保健学研究 21(1): 29-32, 2008

**Key Words** : 児童虐待・青年期・自立支援

( 2008年7月22日受付 )  
( 2008年9月16日受理 )

### 1. はじめに

児童虐待は、通告件数が2005年には3万件を超え、2007年は4万件を超えていて増加の一途をたどっている。これは、児童虐待が社会的関心事項となり啓発が進んだ事と、1999年に策定され2003年に一部改定された「児童虐待の防止などの法律」によって虐待の疑いがある段階で通告義務が明確化されたことが大きく影響していると言われている。しかし、児童虐待の保護対象は、18才未満であり、いわゆる「18才問題」として、児童虐待に関わる専門職の中で大きな問題として認識されている。現在、18才以上の虐待被害者は、精神障害者のグループホームに入居していたり、生活保護を受けて一人暮らしをしていたり、児童養護施設に年齢を超えて入所しているのが実態である。

これらの現状を全国的に調査した報告書はいまだないが、日本児童の虐待とネグレクト学会でも、さらなる法の改正が必要であるという認識に立っている。

虐待は、親の暴力や養育態度に著しい問題があっても、周囲が気づかないあるいは、家族でさえも隠そうとするケースは少なくないと推察される。それが、児の成長によって思春期以降に、友人の話や他の家族と自分の家族の著しい違いに気づき、親も周囲も助けてくれないことを認識できるようになる事もある。特に性虐待では、家族内で被害者を黙らせてしまう、被害者が学童期や前思春期では助けを求め先がわからない、大人への不信、自分に対する恥の気持ちから、ある程度の年齢になって初めて助けを求めたり、不登校や対人関係の問題から福祉・医療機関につながり性虐待が明らかになる事例もある<sup>1)</sup>。長期間にわたる、虐待やネグレクトは子どもの心

理社会的な成長発達を阻害して、特に社会性の獲得に難治性をもっている<sup>2,3)</sup>。被虐待者が抱えている精神症状とセルフケアの低さをどう支えていくかは、大きな課題であり、社会全体としてどう取り組んでいくか考えていかなければいけない。今まで法的な保護の盲点となっていた児童期から虐待を受けて18才以上になって保護された被害者の自立支援システムの構築は必要不可欠であると考えられる。

本研究は、18才以上の青年期の虐待被害者の支援体制の実態を明らかにして、自立支援システムの課題を明らかにすることとした。

### 2. 研究方法

1) 対象：児童相談所、全国の児童虐待防止センター、自立援助ホーム、子どもシェルター（連絡可能な施設のみ）275施設。

当初、児童相談所と全国の児童虐待防止センターを調査対象であったが子どもの自立支援を行っているグループの情報から、自立援助ホームが設置され始めていて、18才以上の対象が入所している可能性が高いことを教示された。そこで、住所が判明したホーム31ヶ所と併設されていたシェルターも調査対象とした<sup>4)</sup>（表1）。

2) 調査期間：2007年7月から8月

3) データの収集：郵送法によるアンケート調査

4) 解析方法：単純集計、記述データはKJ法による分析

5) 倫理的配慮：各施設に無記名の回答による匿名性と、研究以外にデータを使用しないこと、回収後はデータをID化して都道府県が特定できないように

1 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科

することなどを明記した研究協力依頼書を同封し、回答を持って研究の同意とした。なお、本研究は長崎大学医学部保健学科倫理委員会の承認を受けている。

### 3. 結 果

全体の回収率は57%（表1）であった。質問項目は5項目とした（表2）。児童虐待の通告に18才以上の対象がいた経験がある施設は、児童相談所で28%、児童虐待防止センターで23%、自立援助ホームは60%で経験があった（表3）。保護時は、18才未満であったが、その後18才となった事例の経験は、児童相談所で28%、児童虐待防止センターで38%、自立援助ホームは87%であった（表4）。対応した施設は多岐にわたり、18才未満での保護と18才以上での保護で対応施設は違っているが、それぞれ17の組織が対応あるいは受け入れをしていた。18才以上の対象でも児童相談所で対応した事例は11事例、保護後に18才になった対象を児童相談所で対応した事例は

27事例であった。問5の自由記載では、18才になっても、保護したいが法的根拠がないため、十分な対応ができないジレンマや回復途上で18才になってフォローしなくてもできない矛盾に苦悩している実態が多く記載されている。

問5「在宅でフォロー中、あるいは施設退所後に18才以上となったケースについてご意見を記入してください」の記載内容は、体験と意見・要望であった。体験の中には、児童養護施設に入所した事例は高校卒業まで入所可能であり、時には20才まで施設でフォローしている事例もあった。養護施設退所後や在宅フォローケースは、18才で自立できることは少なく、その後の支援が課題になっていた。また、18才問題だけでなく、中学卒業後進学できない事例で自宅にいなくなるケース、知的障害や発達障害を持っているケースなど対処困難事例についての記載もあった。意見・要望では、支援できる施設の設置、法の整備、各施設のネットワーク化を進めて受け入れ先を確保する必要性について記載されていた。

表1. 郵送法による調査対象と回収率

	送付数	回収数	回収率
児童相談所	214	127	59%
児童虐待防止センター	26	14	54%
子どもシェルター	4	2	50%
自立援助ホーム	31	15	48%
全体	275	158	57%

表2. 質問項目

1. 児童虐待の通告に18歳以上の対象がいた経験がありますか。（有 無）
2. 有と回答された場合、どこが実際に対応しましたか。（ ）
3. 保護後に18歳になった事例の経験はありますか。（有 無）
4. 有と回答された場合、どこが実際に対応しましたか。（ ）
5. 在宅でフォロー中、あるいは施設対処後に18歳以上となったケースについてご意見を記入してください。

表3. 児童虐待の通告に18歳以上の対象がいた経験

	回答数	経験有	
児童相談所	127	36	28%
児童虐待防止センター	13	3	23%
子どもシェルター	2	2	100%
自立援助ホーム	15	9	60%
全体	157	50	32%

表4. 保護後に18歳になった事例の経験

	回答数	経験有	
児童相談所	127	35	28%
児童虐待防止センター	13	5	38%
子どもシェルター	2	2	100%
自立援助ホーム	15	13	87%
全体	157	55	35%

#### 4. 考 察

本調査の回収率は、多忙を極める児童虐待の最前線にいる施設を対象としているにもかかわらず57%と予想外に多いものであった。これは、児童虐待の関係者が言う「いわゆる18才問題」への関心の高さと、課題の多さを物語っているといえる。児童相談所は、法的には18才未満の子どもしか保護対象ではなく、18才を超えると法的根拠を失うため処遇対象外である。しかし、実際には通告時に18才以上であっても対応した体験がある相談所が28%、保護後に18才以上となった事例を体験している相談所も28%であり、18才問題としてとらえると累積で約6割であり重複して体験している相談所は数ヶ所であったことから、回答してくれた児童相談所の半数以上が18才問題を体験しているといえる。全国の児童虐待防止センターや自立援助ホームの事例は、発見時に18才未満であった場合は必ず児童相談所に通告していることから事例が重複している可能性があるが、18才問題がまれな問題ではないことは明らかである。今回の結果で明確になったこととして、自立援助ホームが、18才問題の受け入れ先として大きな役割を担っていることである。今回の調査では住所が判明した31ヶ所の自立援助ホームを対象にしたが、回答を得た15の施設で計22名の該当事例があった。子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）からの情報より、2008年5月現在で、自立援助ホームは全国に46施設あることが判明したが、都道府県によって複数の施設がある自治体と施設がない自治体がある。厚生労働省は、すべての自治体に自立援助ホームの設置を促しているが、施設運営者へのインタビューや学会等での討議によると、自立援助ホームの設置に対しては自治体任せの感があり、現在稼働している自立援助ホームは、弁護士事務所、有志による

NPO法人が運営していて、補助金も自治体によって格差があり、ほとんどの自立援助ホームは会員による会費や寄付によって必要経費をまかなっている現状である。経済的な問題だけでなく、虐待を受けた子どもは、抑うつ状態や行為障害などの精神的な問題やセルフケアの低さ、対人関係の問題をもっている事例がほとんどである。このような状態で思春期、青年期にいる人たちを支援するには、支援する人材の確保と支援者への支援も重要な課題となってくる。問5の自由記載の意見・要望を大きく分けると「支援できる施設の設置」「法の整備」「各施設のネットワーク化」であり、児童相談所が保護した18才以上の対象の処遇に苦慮していることから、法的な整備に基づく自立支援ネットワークの構築が早急な課題となっていることが推察された。今後、自由記載内容をKJ法によって分析して、現場の経験知と要望を明確にしていく予定である。また、同意を得られた組織あるいは施設にインタビューを実施しているのでそのデータから、現状の課題を明確にしていく予定である。

#### 文 献

1. 森田ゆり：沈黙を破って。築地書館。東京。1992。221 - 223
2. ビヴァリー・ジェームズ編著（1994）、三輪田明美、高島克子、加藤節子訳：心的外傷を受けた子どもの治療 - 愛着を巡って - 。誠信書房。東京。2003。10 - 25
3. 椎名篤子：「愛されたい」を拒絶される子どもたち - 虐待ケアへの挑戦 - 。大和書房。東京。2007。68 - 196
4. 坪井節子編集代表 東京弁護士会編：お芝居から生まれた子どもシェルター。明石書店。東京。23 - 60

# States and assignments for over 18years old youth who was victim of child abuse

Hiroko HANADA<sup>1</sup> , Masaharu NAGAE<sup>1</sup>

1 Department of Occupational therapy, Graduate School of Biomedical Sciences, Nagasaki University

Received 22 July 2008

Accepted 16 September 2008